

地域指定等の概要

区分	過疎地域自立促進特別措置法	山村振興法	離島振興法	半島振興法	
所管省庁(県所管課)	総務省(地域振興課)	農林水産省(地域振興課)	国土交通省(地域振興課)	国土交通省(地域振興課)	
施行年月	平成12年4月	昭和40年5月	昭和28年7月	昭和60年6月	
更新年月	過疎地域対策緊急措置法(昭45-54) 過疎地域振興特別措置法(昭55-平元) 過疎地域活性化特別措置法(平2-11)	昭和40年以降、10年ごと	昭和28年以降、10年ごと	昭和60年以降、10年ごと	
有効期限	平成33年3月(平成22年に6年間延長、平成24年に5年間再延長)	平成37年3月	平成35年3月	平成37年3月	
対象地域	(法第2条) 人口減少要件と財政力要件の両方を満たした地域。(過疎地域) ※下記参照	(法第7条) 主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が、都道府県知事の申請に基づき、国土審議会の意見を聴いて指定した山村。 【指定要件(施行令第1条)】 旧市町村(昭和25年2月1日時点の市町村)単位に林野率(昭和35年)75%以上かつ人口密度(昭和35年)1.16人/町歩未満等	(法第2条) 主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が、離島振興の目的を達成するために必要と認め、国土審議会の意見を聴いて指定した離島の全部又は一部。(離島振興対策実施地域)	(法第2条) 主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、国土審議会の意見を聴いて指定した半島振興対策実施地域。 【指定要件】 ・2以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有すること。 ・高速輸送施設等公共的施設整備が他の地域に比較して低位であること。 ・産業開発の程度が低く、企業立地促進等の促進を講じる必要があること。	
市町村策定計画	(法第6条) 過疎地域自立促進市町村計画を定めることができる。	(法第8条) 山村振興計画を作成することができる。		(法第9条の2) 産業振興促進計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。	
財政措置	補助率のかさ上げ	(法第10条、第11条) ・統合に伴う小中学校校舎等(1/2→5.5/10) ・公立保育所(1/2→5.5/10) ・公立以外の保育所、幼保連携型認定こども園(1/2→2/3) ・消防施設(1/3→5.5/10) ・統合に伴う教職員住宅(5.5/10)	(法第10条) ・農山漁村地域整備交付金の一部 ・鳥獣被害防止総合対策交付金 ・林道開設 ・林野火災対策用施設の整備 ・公立小中学校危険建築物等の改築 ・保育所の整備	(法第7条) ・港湾施設(4/10 <sup>2</sup> /3→6 <sup>2</sup> /8.5/10) ・漁港施設(1/2 <sup>2</sup> /3→60 <sup>2</sup> /95/100) ・道路(1/2 <sup>5.5</sup> /10→5.5/10 <sup>2</sup> /3) ・空港施設(50/100→80/100) ・公立諸学校、保育所(1/2→5.5/10) ・消防施設(1/2→5.5/10) ・災害復旧(4/5) ・簡易水道(1/2) ・教員住宅等(5.5/10)	(法第6条、第7条) 財政上の措置について、配慮規定・努力規定。 (道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第2条) ・半島循環道路等(1/2→5.5/10)
	交付金		山村活性化支援交付金(定額)	離島活性化交付金(1/2以内)	半島振興広域連携促進事業(1/2以内)
	地方債の特例	(法第12条) 過疎対策事業債が発行可能。	(法第10条の2) 【配慮規定】 辺地債についての特別措置(辺地度数の加算)	(法第8条) 【配慮規定】 辺地債についての特別措置(辺地度数の加算)	(法第8条) 【配慮規定】 辺地債についての特別措置(辺地度数の加算)(過疎団体除く)
	代行措置	(法第14条、第15条) 基幹道路・公共下水道整備の県代行	(法第11条) 基幹道路整備の県代行		(法第11条) 基幹的市町村道等整備の県代行
	金融上の特例	(法第26条)日本政策金融公庫等からの資金の貸付 (法第27条)中小企業に対する資金の確保 (その他)日本政策金融公庫による融資制度	(法第17条)日本政策金融公庫からの資金の貸付 (その他)日本政策金融公庫による融資制度	(その他)日本政策金融公庫による融資制度	(その他)日本政策金融公庫による融資制度
	地方交付税の特例	(法第12条) 過疎対策事業債元利償還金の70%相当額を基準財政需要額に算入 (法第31条) 地方税の課税免除・不均一課税に伴う減収補てん	(法第14条)地方税の不均一課税に伴う減収補てん	(法第20条)地方税の課税免除・不均一課税に伴う減収補てん	(法第17条)地方税の不均一課税に伴う減収補てん
	税制上の特例	(法第29条)事業用資産の買替えの場合の課税の特例 (法第30条)減価償却の特例(製造業、旅館業、情報通信技術利用事業) (地方税法第586条)特別土地保有税の非課税措置(製造業設備、集会、宿泊、スポーツ施設)	(法第13条)工業用機械等の割増償却	(法第19条)工業用機械等の特別償却	(法第16条)工業用機械等の特別償却

※過疎地域指定の要件

		法施行時	平成12年国勢調査後追加(法第32条)	平成22年改正による追加	平成24年改正による追加
人口減少要件(いずれかに該当)	①	昭35-平7の人口減少率30%以上	昭40-平12の人口減少率30%以上	昭35-平17の人口減少率33%以上	昭40-平22の人口減少率33%以上
	②	昭35-平7の人口減少率25%以上かつ平7高齢者比率(65歳以上)24%以上	昭40-平12の人口減少率25%以上かつ平12高齢者比率(65歳以上)24%以上	昭35-平17の人口減少率28%以上かつ平17高齢者比率(65歳以上)29%以上	昭40-平22の人口減少率28%以上かつ平22高齢者比率(65歳以上)32%以上
	③	昭35-平7の人口減少率25%以上かつ平7若年者比率(15歳以上30歳未満)15%以下	昭40-平12の人口減少率25%以上かつ平12若年者比率(15歳以上30歳未満)15%以下	昭35-平17の人口減少率28%以上かつ平17若年者比率(15歳以上30歳未満)14%以下	昭40-平22の人口減少率28%以上かつ平22若年者比率(15歳以上30歳未満)12%以下
	④	昭45-平7の人口減少率19%以上	昭50-平12の人口減少率19%以上	昭55-平17の人口減少率17%以上	昭60-平22の人口減少率19%以上
	①~③の場合	昭45-平7で10%以上人口増加している団体を除く。	昭50-平12で10%以上人口増加している団体を除く。	昭55-平17で10%以上人口増加している団体を除く。	昭60-平22で10%以上人口増加している団体を除く。
財政力要件	財政力指数	0.42以下(平8-10の3年平均)	0.42以下(平10-12の3年平均)	0.56以下(平18-20の3年平均)	0.49以下(平22-24の3年平均)
	公営競技収益(課税別)	13億円以下(平10)	13億円以下(平12)	20億円以下(平20)	40億円以下(平24)

# 地 域 指 定 等

(平成31年3月1日現在)

No	市 町 村 名	過	山	離	半
		疎	村	島	島
1	熊 本 市				
2	八 代 市	◇	◇		
3	人 吉 市				
4	荒 尾 市				
5	水 俣 市	○	◇		
6	玉 名 市				
7	山 鹿 市	☆	◇		
8	菊 池 市		◇		
9	宇 土 市				○
10	上 天 草 市	○	◇	◇	○
11	宇 城 市	◇			◇
12	阿 蘇 市	◇	◇		
13	天 草 市	○	◇	◇	◇
14	合 志 市				
15	美 里 町	○			
16	玉 東 町				
17	南 関 町	○			
18	長 洲 町				
19	和 水 町	○			
20	大 津 町		◇		
21	菊 陽 町				
22	南 小 国 町	○	○		
23	小 国 町	○	○		

No	市 町 村 名	過	山	離	半
		疎	村	島	島
24	産 山 村	○	○		
25	高 森 町	○	◇		
26	西 原 村		◇		
27	南 阿 蘇 村	☆	◇		
28	御 船 町				
29	嘉 島 町				
30	益 城 町				
31	甲 佐 町	○	◇		
32	山 都 町	○	◇		
33	氷 川 町				
34	芦 北 町	○	◇		
35	津 奈 木 町	○			
36	錦 町				
37	多 良 木 町	○	◇		
38	湯 前 町	○			
39	水 上 村	○	○		
40	相 良 村	○	◇		
41	五 木 村	○	○		
42	山 江 村	○	○		
43	球 磨 村	○	○		
44	あ さ ぎ り 町	○	◇		
45	苓 北 町				○

- ※ 過 疎 … 過疎地域自立促進特別措置法  
 ☆は過疎地域とみなされる市町村  
 ◇は旧過疎市町村の区域のみ過疎地域とみなされる市町村
- 山 村 … 山村振興法  
 ◇は一部地域のみ
- 離 島 … 離島振興法  
 ◇は一部地域のみ
- 半 島 … 半島振興法  
 ◇は一部地域のみ